

函館市企業局事務等業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局において事務等業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

(1) 管理部総務課

- ア 労務関係業務
- イ その他所属長の指示する業務

(2) 上下水道部管路整備室

- ア 維持管理関係業務
- イ その他所属長の指示する業務

(3) 交通部事業課および施設課

- ア 総務・経理関係業務
- イ 料金精算等事務業務
- ウ 営業関係業務
- エ その他所属長の指示する業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の各号に掲げる勤務時間により勤務するものとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間を変更することができる。

ア 管理部総務課

勤務日	勤務形態	勤務時間
月～木曜日	A勤務	午前8時45分から午後3時30分まで
金曜日		午前8時45分から午後3時45分まで
月～木曜日	B勤務	午前10時45分から午後5時30分まで
金曜日		午前10時30分から午後5時30分まで

イ 上下水道部管路整備室

勤務日	勤務時間
月～木曜日	午前8時45分から午後3時30分まで
金曜日	午前8時45分から午後3時45分まで

ウ 交通部事業課および施設課

勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までの間で、別に定める勤務表によるものとする。この場合、1週間の勤務時間が29時間以内となるようにしなければならない。

- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。
- (3) 週休日については、函館市会計年度任用職員に関する取扱要綱第13条第1項および第3項に定めるところによる。ただし、交通部の会計年度任用職員に係る週休日については、正規職員との均衡を考慮し、勤務表によって定める。
- (4) 休日については、函館市会計年度任用職員に関する取扱要綱第19条第1項に定めるところによる。ただし、交通部の会計年度任用職員に係る休日については、正規職員との均衡を考慮し、勤務表によって定める。
- (5) 所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命

ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。